公益社団法人大分市薬剤師会ウェブサイトリニューアル業務委託（公募型プロポーザル）

実施要領

１．実施要領の位置づけ

公益社団法人大分市薬剤師会ウェブサイトリニューアル業務委託実施要領（以下、「実施要領」という。）は公益社団法人大分市薬剤師会が「公益社団法人大分市薬剤師会ウェブサイトリニューアル業務委託」（以下、「本業務」という。）について公募型プロポーザル方式を用いて受託者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文章は実施要領と一体のものである。

（１） 業務仕様書

（２） 評価基準書

（３） 提案書類作成要領及び様式集

２．本業務の概要

２－１業務名称

公益社団法人大分市薬剤師会ウェブサイトリニューアル業務委託

２－２対象施設

大分市金池南１丁目１５番３号　公益社団法人大分市薬剤師会

２－３管理者の名称

会長　阿部みどり

２－４委託業務基本方針

公益社団法人大分市薬剤師会におけるウェブサイトリニューアル業務において、利用者がシンプルで分かりやすいナビゲーション、明瞭な情報の整理など、ユーザーエクスペリエンスを重視したサイト全体の構成の見直しをするとともに、当会に対する認知度、関心、理解を好意的な形で向上させること、及び「使いやすい」「見やすい」「探しやすい」を実感できるサイトへ全面的なリニューアルを行う事を目的として実施する。

２－５契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、保守契約に関しては、上記範囲外での契約とする。

２－６提案限度額

開発費３，５００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

年間保守料３００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

２－７最低制限価格

本業務について、最低制限価格は設けない。

２－８本業務におけるサービスの範囲と水準

受託者は、仕様書に示す水準を確保するものとする。

２－９提供されるサービスに対する対価の支払い

公益社団法人大分市薬剤師会は、提供されるサービスに対し、委託契約書に従い、その対価を支払う。

２－１０留意事項

受託者は、本業務を実施するに当たり、関係法令等を遵守する。

３．受託者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

３－１受託者に求める能力

受託者は、薬局事業・薬剤師業務への深い理解、十分なノウハウ及び期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していること。

３－２優先交渉権の選定方法

本業務における受託者の募集及び優先交渉権の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により行うものとする。なお、本業務のプロポーザル参加手続きは、以下のとおり実施する。

（１） プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加資格の確認として、資格を有することなどの形式面の確認を行う。

（２） 提案内容の審査

上記（１）において本業務を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

３－３本業務に係る審査委員会の設置

公益社団法人大分市薬剤師会は、受託者の選定に際して、「公益社団法人大分市薬剤師会ウェブサイトリニューアル業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、参加者の提案内容の技術的な評価を行う。公益社団法人大分市薬剤師会は、審査委員会の評価の結果をもとに優先交渉権者を決定する。

３－４プロポーザル参加資格

参加者は、本募集に係る参加申込書の提出日において、次にあげる条件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）大分県又は大分市・由布市から入札参加資格停止処分期間中でないこと。

（３）次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）国税及び地方税に未納の税額がない者

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

（６）過去5年間において、ホームページ作成業務を元請として履行した実績を有していること。ただし、実績が無い場合でも、実績を有している者との共同事業体（コンソーシアム）での参加は可能とする。

３－５　受託者選定スケジュール

(1)スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施事項 | 日程 |
| 募集内容公告 | 令和６年５月１日（水） |
| 募集内容に関する質問受付 | 令和６年５月７日（火）～５月17日（金） |
| 募集内容に関する質問回答 | 随時 |
| 参加表明書の受付 | 令和6年5月20日（月）～5月24日（金） |
| 提案書の受付 | 令和6年5月27日（月）～５月31日（金） |
| 提案書類のプレゼンテーション | 令和6年6月４日（火）（予定） |
| 優先交渉権者決定 | 令和６年６月６日（木）（予定） |

（２）公募内容に関する質問受付及び回答公表

・募集内容に関する質問受付

・受付期間

令和6年5月7日（水）から令和6年5月17日（金）

・提出方法

公募資料に関する質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、公募資料に関する質問書（様式第3号）に記入の上、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

・回答方法

質問に対する回答は、質問事業者名を伏せたうえで、随時公益社団法人大分市薬剤師会ホームページに掲載する。なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

・参加表明書の提出のない者からの質問、審査に支障をきたす質問、事業実施に関連がないと判断される質問の回答は行わない。

３－６応募の手続き

（１）参加表明書の提出

①提出書類

参加表明書（様式第1号）

②提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）及びFAXにより提出

・受付期間

令和6年5月20日（月）午前９時から令和6年5月24日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、期間内必着とする。）

・提出先　　公益社団法人大分市薬剤師会１階事務局

（２）参加の辞退

公益社団法人大分市薬剤師会よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第４号）を持参により提出すること。

（３）参加時の提出書類

プロポーザル参加を希望する「参加者」という。）は、提出書類一式を次のとおり提出することとする。

①提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

②提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出

・受付期間

令和6年５月27日（月）午前9時から令和6年5月31日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、期間内必着とする。）

・提出先公益社団法人大分市薬剤師会地下１階事務局

（４）参加資格確認結果の通知

公益社団法人大分市薬剤師会は、提出された書類をもとに審査を行い、その結果を、プロポーザル参加申込を行った応募者に対して、令和6年6月3日（月）までに書面により通知する。（FAXの場合も有り）

（５）費用の負担

参加に係る費用については、参加者の負担とする。

（６）参加時の提出書類の取扱い

①著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公益社団法人大分市薬剤師会は、本業務の公表及びその他必要と認める時には、参加者の承諾がある場合のみ提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

②特許権等

提案書内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

③提案物の返却

参加者から提出された提出物は返却しない。

（７）事務局

公益社団法人大分市薬剤師会事務局

電話　097-546-4144

メール　[ekinan@oitasiyaku.net](mailto:ekinan@oitasiyaku.net)

３－７参加に関する留意事項

（１）提出書類の書換え等の禁止

提出後の提案書類の差替え、変更、及び追加を目的とする再提出は認めないものとする。したがって、プレゼンテーション当日の資料は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微な場合で、当院が認めた場合は、この限りではない。

（２）無効事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

・プロポーザル参加資格のないものが応募したとき

・応募時及び参加時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき

・2通以上の応募をしたとき

・提出書類の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき

・提出書類記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき

・談合その他不正の行為があったと認められるとき

・大分県又は大分市、由布市から入札参加資格停止処分を受けたとき

・その他応募の条件に違反したとき

（３）提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。

４．受託者の選定

４－１優先交渉権の決定

（１）提案内容の審査

提案内容の審査は、提出された書面のほか、参加者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは令和6年6月4日（火）（詳細は提案書提出後に指定する。）に行う予定とする。審査の詳細は「評価基準書」に示す。

（２）最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案に選定し、以下総合評価点が高い者より次点提案として選定する。

（３）優先交渉権者の決定

公益社団法人大分市薬剤師会は、（２）の結果をもとに、審査会を開催し、合議のうえ、本業務の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

５．その他

５－１応募者多数の場合の対応

応募者多数の場合は、事前に書類審査を実施する場合がある。

５－２必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、公益社団法人大分市薬剤師会のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、参加者に通知する。

５－３契約に関する事項

（１）本件は、公益社団法人大分市薬剤師会にとって、当該事業の履行の手段や実施体制等を総合して最も望ましい候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではないことに留意し、参加すること。

（２）優先交渉権者を特定後、双方協議の上、事業の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとする。

（３）当該事業を実施する上で、公益社団法人大分市薬剤師会が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議 により定めることができるものとする。

（４）優先交渉権者の決定以後に上記3－4の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない場合があることに留意し、参加すること。